

令和6年度

富山市立蜷川小学校いじめ防止基本方針

令和5年 8月 改定

富山市立蜷川小学校

## 目 次

<b>1  蜷川小学校いじめ防止基本方針について</b>	
(1) 目的	2
(2) 基本理念	2
(3) いじめの定義	2
<b>2  いじめ問題への対応について</b>	
(1) いじめの未然防止のための取組	3
(2) いじめの早期発見のための取組	4
(3) いじめが起きたときの対応	5
<b>3  重大事態への対応</b>	
(1) 重大事態の発生と調査	7
(2) 調査結果の提供及び報告	8
<b>4  いじめ防止に関するその他の事項</b>	
(1) 「富山市いじめ問題対策連絡協議会」について	9
(2) 「富山市立蜷川小学校いじめ問題対策委員会」について	9
(3) 「富山市立蜷川小学校いじめ問題再調査委員会」について	9
(4) 「富山市立蜷川小学校いじめ防止基本方針」の見直しについて	9

## 1 蜷川小学校いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立蜷川小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「蜷川小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取組に当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

### (3) いじめの定義

#### 定義

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童などに対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団の中の人間関係をいいます。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることなどを意味します。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処します。

### ※いじめ態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
  - ・仲間はずれ、個人・集団から無視をされる
  - ・軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
  - ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など
- (「いじめ防止等のための基本的な方針」〈平成25年10月11日文科科学大臣決定〉を参照。以下「国の方針」という。)

## 2 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの未然防止のための取組

#### 《未然防止のポイント》

- |          |   |                     |
|----------|---|---------------------|
| ① 自己有用感  | ⇨ | 居場所づくり・絆づくり・教育活動の工夫 |
| ② 基礎的な学力 | ⇨ | 分かる授業・関わり合う授業       |
| ③ 規律     | ⇨ | けじめのある学校生活          |
| ④ 教職員研修  | ⇨ | 謙虚な姿勢で学び合う教師集団      |

#### ①居場所づくり・絆づくり・教育活動の工夫

- ・学校の教育活動全体を通して、自己有用感を高められるように努めています。
- ア 各自の思いを互いに聴き合う授業展開の工夫
- イ 縦割りファミリー班活動の実施（異学年交流活動）
- ウ 全校集会等の児童会活動
- エ 教職員による「いきいきあったかプロジェクト」の推進

#### ②分かる授業・関わり合う授業

- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めています。
- （教材研究、体験活動、操作活動、聴き合い活動、グループ活動、ペア学習、少人数学習等）

#### ③けじめのある学校生活

- ・低学年から継続的にいじめ未然防止の指導の充実を図るために、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を作り、学校全体につくり、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めています。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めています。また、言語環境を整備しています。

### 【言葉遣いで大切にしたいこと】

低学年 ちくちく言葉を使わず、ぼかぼか言葉を啓蒙すること。

中学年 相手の気持ちを考えた言葉遣いをする。

高学年 相手の気持ちを考え、場に応じた言葉遣いをする。

- ・携帯電話やChromebook、オンラインゲーム等を使った不適切な書き込み等のトラブルが発生しているので、ネットモラルに関する指導を各学年に応じて行っています。
- ・低学年のときから、授業中はしっかり姿勢を保つこと、話し方、聞き方等の学習規律をしっかり身に付けるようにし、落ち着いた雰囲気の中で学習できるように努めています。
- ・三角巾（清掃）、安全帽子、名札の着用等、学校生活のきまり「蜷川っ子のやくそく」を教職員で共通理解し、規律ある学校づくりに努めています。

### ④謙虚な姿勢で学び合う教師集団

- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組んでいます。
- ・平成30年度より毎月の「すっきりにっこりアンケート」を実施したことで「いじめの芽」や「いじめの兆候」を見付け、早期に対応することができました。

いじめはどの学年でも起こりうるものなので、定期的にアンケート等で子供たちの悩みを聞き「いじめの芽」を見付けたり、教職員研修を実施したりすることが大切だと考え、いじめ問題に関する年間指導計画(別紙)を作成し、継続して取り組んでいきます。

### ※P11【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

#### (2) いじめの早期発見のための取組

##### ①「児童の様子の変化」を見逃さない

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くして子供たちを見守っています。
- ・いじめに関するささいな情報でも学校の教職員全体で共有し、解消に向け迅速に取り組んでいます。
- ・授業では、自分の思いを伝え合う場を設定し、友達理解につながるようにしています。また、教師は児童理解につなげるようにしています。

##### ②アンケート調査と教育相談

- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの早期発見・実態把握に努めています。アンケートは3月末までファイルに保存し、記述がなかった児童分は卒業時まで、記述があった児童分は卒業後5年間保管する。

- ・教職員に気軽に相談できるような体制を整備しています。保健室や相談室等の窓口についても、広く周知するように努めています。
- ・教職員が「いじめ発見」チェックリストの内容を把握します。その上で、必要に応じてチェックを実施し、いじめを見逃さないようにしたり、相談ボックスを設置し活用したりすることで、早期発見及び実態把握に努めています。

### ※P12【表2 「いじめ発見」チェックリスト】

#### (3) いじめが起きたときの対応

##### ①真剣な対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるようにします。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

### ※P9【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

### P10【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

##### ②事実の正確な把握

- ・いじめ防止委員会の役割分担に従い、担任や委員がいじめられた子供にカウンセリングマインドで話を聞きます。また、いじめた子供についても事情の聴き取りを行います。常にいじめられた子供の心理状況を基盤として、客観的な事実確認を進めて、情報を整理します。

##### ③迅速な対応と指導、見守り

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、「いじめ防止委員会」で情報を共有した結果を、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署（交番）と相談をして対応します。
- ・いじめられた子供とその保護者への対応について
  - ア 子供を徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
  - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
  - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、

外部専門家の協力を得て、取り組みます。

- ・いじめた子供とその保護者への対応について。
  - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
  - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
  - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
  - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
  - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・いじめが起きた集団・クラスの子供への対応
  - ア 自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てるように心掛けます。
  - イ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ④インターネットや携帯電話を利用したいじめの対応
  - ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
  - ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
  - ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールや Chromebook を利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
  - ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

### 3 重大事態への対応について

#### (1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

**第28条** 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ①重大事態の意味について

- 第1号の例示 ○ 児童生徒が自殺を企図した場合  
○ 身体に重大な障害を負った場合  
○ 金品等に重大な被害を被った場合  
○ 精神性の疾患を発症した場合  
○ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

第2号の例示 ○ 年間30日以上欠席を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に着手する必要がある。

※「児童生徒や保護者から、重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」

(国の方針より)

#### ②重大事態の疑いがあると認められる事態の報告（法第30条第1項）

学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。

#### ③重大事態の疑いがあると認められる事態の調査

市教育委員会は、学校から重大事態の疑いがあると認められる事態が報告された場合、これを市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断します。

※「なお、第28条で、組織を設けて調査を行う主体とは、教育委員会である」（国の方針より）

#### ④重大事態の疑いがあると認められる事態の調査組織

- ・市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。
- ・市教育委員会が主体になる場合、この組織の名称を「富山市教育委員会 いじめ問題対策委員会」とし、法第1条に規定するいじめの防止等のため



の対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとします。

- ・市教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くこととします。

構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験がある者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は直接の利害関係にない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

- ・学校が調査の主体になる場合、調査等の迅速性が求められるため、法22条に基づく学校組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられます。

#### ⑤ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって

- ・学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告してもよいこととします。
- ・調査に当たっては、重大事態の疑いがあると認められる事態にいたる要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を可能な限り網羅的に明確にする必要があります。

#### ○ いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に質問紙調査や聞き取り調査を行うことが考えられます。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

#### ○ いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられます。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### 第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- ・市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

②調査結果の報告

- ・調査結果については、教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。なお、調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
- ・上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付します。

#### 4 いじめ防止に関するその他の事項

(1) 「富山市いじめ問題対策連絡協議会」について（法第14条第1項関係）

- ①学校教育の関係者、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者による「富山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議し、並びに当該機関及び団体相互の連絡調整を行うものとします。

- ②協議内容は、富山市のいじめ問題に対する施策に反映していきます。

(2) 「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」について（法第14条第3項関係）

学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者による「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置し、法第1条に規定するいじめ防止等の対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとします。

(3) 「富山市いじめ問題再調査委員会」について（法第30条第2項関係）

学識経験のある者その他市長が必要と認める者による「富山市いじめ問題再調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じて調査審議するものとします。

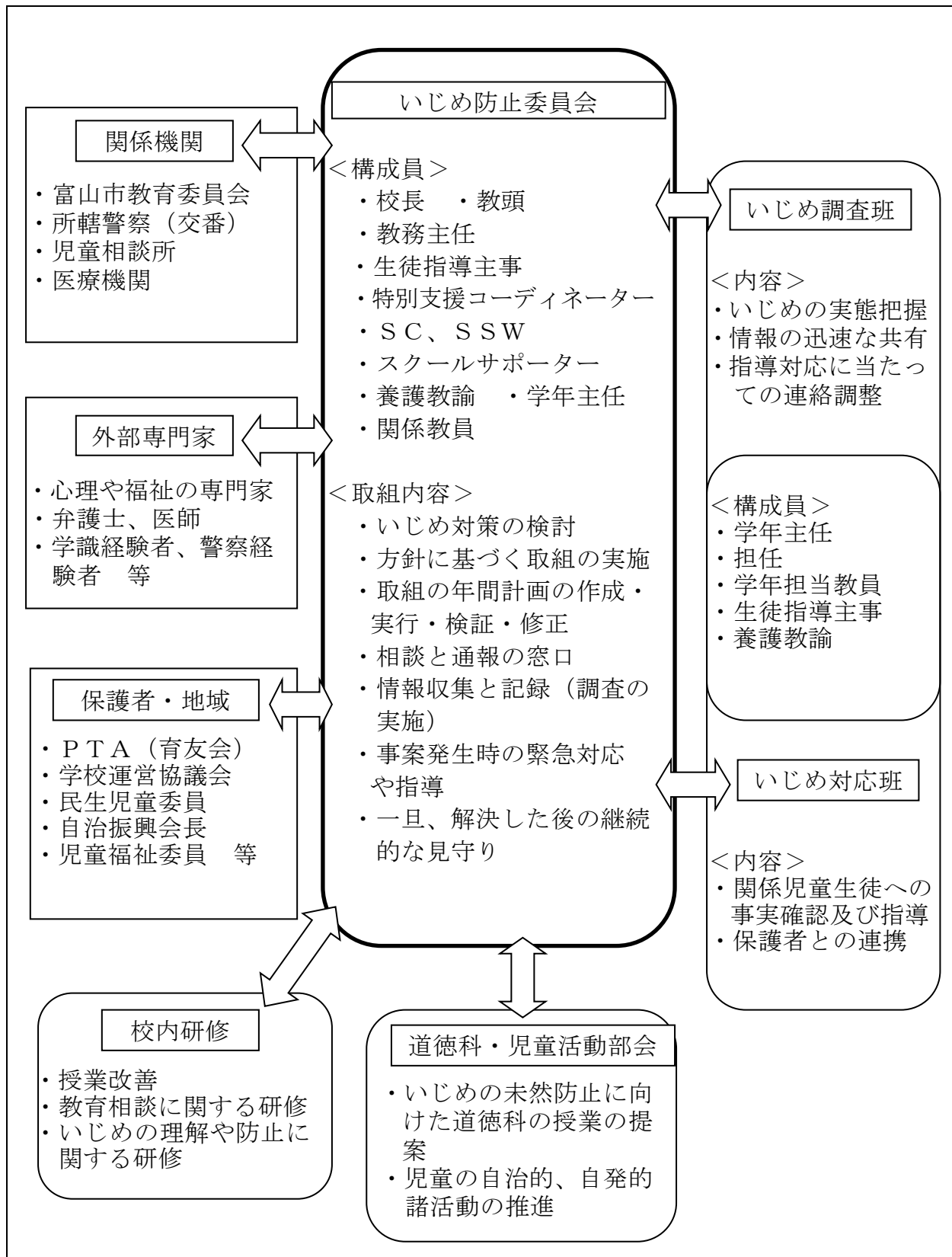
(4) 「富山市立蜷川小学校いじめ防止基本方針」の見直しについて

「富山市立蜷川小学校いじめ防止基本方針」は、諸処の動向を勘案して、毎年度見直しを図り、必要があれば改定することとします。

- ① 平成25年 12月制定
- ② 平成27年 3月改定
- ③ 令和 元年 6月改定
- ④ 令和 5年 8月改定

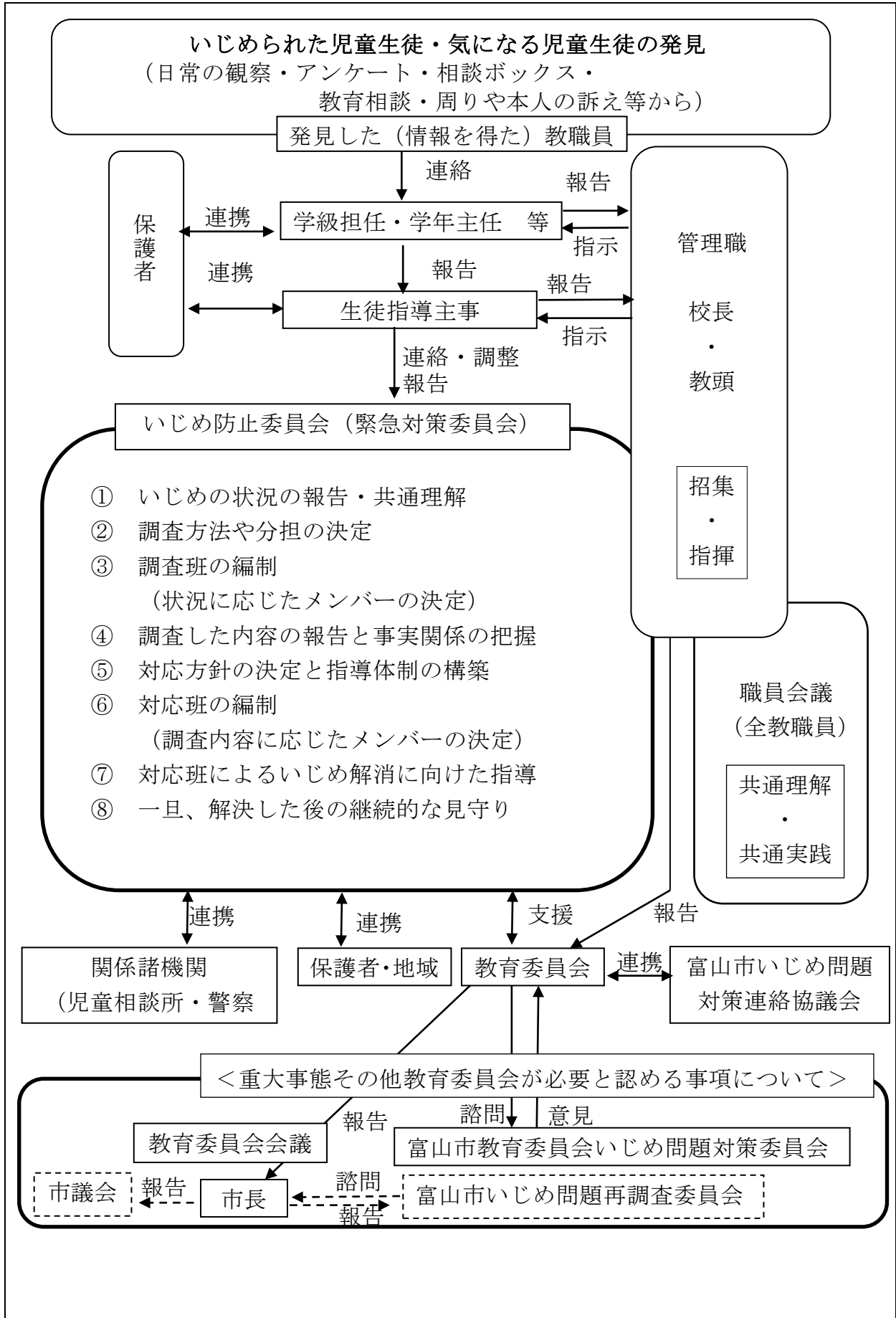
【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



本校では、生徒指導委員会を母体として、いじめ防止委員会を組織する。

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

		4月	5月	6月	7月	8月
早期発見への取組	校内委員会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方針</li> <li>・指導計画等</li> <li>※職員会議で共通理解</li> </ul>		事案発生時、「いじめ緊急対策委員会」実施 生徒指導委員会① (児童理解、未然防止の取組)		
	保護者	学年懇談会での保護者啓発				
	児童					
未然防止への取組		①学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習・校外学習、運動会、縦割り活動、クラブ活動)			児童会やよる未然防止に向けた児童会活動	
担任				学校評価アンケート	個別懇談	
早期発見への取組				学校評価アンケート	個別懇談	
児童		すっきり・にっこりアンケート	教育相談アンケート	すっきり・にっこりアンケート		
担任			教育相談週間			いじめ発見チェックリスト

		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
早期発見への取組	校内委員会等	生徒指導委員会② (児童理解、方針の確認)		事案発生時、「いじめ緊急対策委員会」実施			生徒指導委員会③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し	
	保護者			学校評価アンケート				
	児童	すっきり・にっこりアンケート	教育相談アンケート	すっきり・にっこりアンケート			教育相談アンケート	すっきり・にっこりアンケート
未然防止への取組		②学級・学年づくり 人間関係づくり (校外学習、学習発表会、宿泊学習、縦割り活動、全校集会、クラブ活動)			「人権週間」への取組 児童集会、学級活動、道徳		③学級、学年づくり 人間関係づくり (校内なわとび大会、縦割り活動、全校集会)	
担任							道徳・特別活動計画へ生かす	
早期発見への取組					個別懇談			
児童		すっきり・にっこりアンケート	教育相談アンケート	すっきり・にっこりアンケート			教育相談アンケート	すっきり・にっこりアンケート
担任			教育相談週間			いじめ発見チェックリスト	教育相談週間	いじめ発見チェックリスト

【表2 「いじめ発見」チェックリスト】

「いじめ発見」チェックリスト

該当項目に○を付ける

( )月現在

( 年 組)

観 点 項 目	子どもの集団の様子から						個人に起こるできごとから						個人の行動変化から									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
番号	正しい意見なのに野次が飛び、なぜか支持されない。	その子をほめると嘲笑が起る。	事件等が起こると、よくその子の名前が出てくる。	「誰かやって」と言うと、その子の名前が出てくる。	これまでのグループからはずされてる。	その子どもの席に他の子どもが座ろうとしない。	友達でもないのに、一緒に空き教室等から出てくる。	洋服が破れたり、汚れたりしている。	体にあざ、すり傷がよくできている。	物がなくなる。隠される。違う場所にある。	机・いすが乱れたり壊されたりしている。	「○○菌」といった差別的なあだ名が付けられる。	机や教科書等に「○○死ね」等の落書きがある。	欠席・遅刻・早退が多い。すぐに下校する。	浮かぬ顔や泣き顔等、いつもと様子が違う。	腹痛、吐き気等、体調不良を訴えることが多い。	リーダーや役員等を突然「やめたい」と言いだす。	用事もないのに、保健室や職員室へ来る。	休み時間等に一人でぼつんとしている。	金遣いが荒く、親の財布から現金を抜き取る。	他の教職員から、その子どもの行動で指摘があった。	他の子どもから、その子どもの行動で指摘があった。
氏名																						
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						
31																						
32																						
33																						
34																						
35																						
36																						
37																						
38																						
39																						